

随意契約適正化に係るガイドライン

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

仙 北 市

目 次

随意契約の要点について

- 目的…………… 1
- 基本的な考え方…………… 1
- 随意契約によることができる場合…………… 1
 - 1. 少額の契約により随意契約できる場合
 - 2. 特殊な事情により一者と随意契約できる場合
 - 3. 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受けることにより随意契約できる場合
 - 4. 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入れにより随意契約できる場合
 - 5. 緊急により随意契約によることができる場合
 - 6. 競争入札に付することが不利となる場合
 - 7. 時価に比して著しく有利に契約できる場合
 - 8. 入札者又は落札者がいないことにより契約できる場合
 - 9. 落札者が契約締結しない場合

随意契約の審査、公表、契約担当職員等について

- 見積書の徴取について…………… 9
- 指名審査会の審査…………… 9
- 随意契約の公表…………… 9
- 契約担当職員…………… 10

随意契約の要件について

【目的】

このガイドラインは市職員が随意契約を締結する際に、公平性、公益性、透明性の確保を図り、適切な契約事務を行うことを目的とする。

【基本的な考え方】

地方公共団体は競争入札が原則であり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）に定められている随意契約は、限定された要件を満たすときのみ認められた例外的方法であることを念頭に置くこと。

また、契約に係る要件は多岐に渡るため、契約締結に際しては客観的、総合的に勘案し、疑義を招かないよう慎重に行うとともに、その前段階である業者選定についても、先入観や過去の実績にとらわれず、恣意的な選定のないよう適切に事務処理すること。

【随意契約によることができる場合】

施行令第167条の2第1項各号の規定により随意契約できる場合は次のとおり。

1. 少額の契約により随意契約できる場合（第1号規定）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(1) 「普通地方公共団体の規則で定める額」については仙北市財務規則（平成17年規則第38号。以下「財務規則」という。）第115条により次のとおり定められている。

| | |
|------------------|-------|
| 1 工事又は製造の請負 | 130万円 |
| 2 財産の買入 | 80万円 |
| 3 物件の借入れ | 40万円 |
| 4 財産の売払い | 30万円 |
| 5 物件の貸付け | 30万円 |
| 6 前各号に掲げるもの以外のもの | 50万円 |

(2) 適用にあたっては次の点に留意すること。

① 財務規則第116条に定めるとおり、必ず二者以上より見積を徴取すること。ただし、次の要件を満たすときはその限りではない。

ア 契約の目的又は性質により相手方が特定されるとき

イ 1件の金額が10万円未満の物品購入又は修繕するとき

※ 「契約の目的又は性質により相手方が特定されるとき」の取扱いについては後段「2. 第2号規定により随意契約によることができる場合」及び「6. 第6号規定により随意契約によることができる場合」「7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」の留意点を遵守すること。

② 「財産の買入れ」については備品購入等が該当するが、不動産、動産のみならず地上権、著作権、商標権、意匠権、知的財産権等の無体財産も含まれる。

③ 「3 物件の借入れ」については土地、建物、機械器具等の賃貸借契約が該当する。仙北市において賃貸借契約は月額での契約を原則としているが、随意契約の可否については契約期間全体の支出見込額総額で判断すること。

例：月額15,000円の自動車リース契約（長期継続契約60ヶ月）は、
@15,000円×60ヶ月=900,000円となり、競争入札の対象となる。

④ 「6 前各号に掲げるもの以外のもの」には修繕費（11節）も該当するので工事請負費（15節）との混同に注意すること。

※ 対象とする事業が工事か修繕かについては、予算要求前にその事業の性質について十分に勘案すること。

⑤ 単価契約についても前号と同様に、購入予定の概算額総額で随意契約の可否を判断すること。

⑥ この規定又は財務規則第116条第1項第2号に合致させるため、意図的に契約対象を分割し、一件あたりの契約額を少額としてはならないので留意すること。

⑦ 少額により随意契約できる契約は、予定価格（消費税込）が規則で定める額を超えない額（予定価格以下）でなければならない。ただし、随意契約は例外的な契約方法であり、少額の契約を入札に付してもなんら問題ないことを念頭に置くこと。

2. 特殊な事情により一者と随意契約できる場合（第2号規定）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(1) 適用にあたっては次の点に留意すること。

- ① 「不動産の買入れ又は借入れ」は、対象とする不動産を有する者としてしか契約できないため、競争入札に適さないことから随意契約できるとされている。
- ② 「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い」は、物品を製造や修理させようとする事業者に、市が所有する財産を売り払うことが、その製造や修理に際して最も有利である場合を指す。
- ③ 「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、特殊な事情により契約しようとする特定の一者以外にその目的を達成することができない場合であること。その際は理由を別紙様式第1号に定める随意契約理由書に詳細に記載すること。また、併せて他の部署での類似の契約の有無や、入札及び複数業者からの見積徴取が行われていないか確認すること。
- ④ 一者随意契約の理由については次のとおりとする。
 - ア 国及び地方公共団体その他の公法人との契約
 - イ 特許、著作権等を所有する者と契約する必要があるもの
 - ウ 水道・ガス・電気の供給契約
 - エ 仙北市と協定等を結び、そのなかで特定の相手と契約することが定められているもの
 - オ プロポーザル方式により選定された相手と契約するもの
 - カ 法令等により価格が決定され競争性のないもの※切手、収入印紙等の購入

(2) 随意契約理由書の内容については、担当部局内で一者のみである根拠や他に類似する事業者がないことを精査するとともに、特定の職員と事業者間に過度の接触がないよう、可能なかぎり配慮すること。

- ① 見積徴取伺と契約締結伺の担当を異なる者とする
- ② 事業者に対して複数の職員による対応
- ③ 契約内容の共有化、情報交換

(3) 前例、既成概念にとらわれず、一者随意契約以外の方法がないか、業務改善の余地がないかを検討すること。

3. 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受けることにより随意契約できる場合（第3号規定）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同

条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

(1) 適用にあたっては次の点に留意すること。

① この号に該当する対象は次のとおり

ア 障害者支援施設等

イ シルバー人材センター等

ウ 母子・父子福祉団体等

② この号に関する契約については、財務規則第115条の2の規定により契約内容等をホームページで公表すると定めているので、契約内容、公正性を十分に勘案すること。また、その理由を別紙様式第1号に定める随意契約理由書に詳細に記載すること。

4. 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入れにより随意契約できる場合（第4号規定）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。

(1) 適用にあたっては次の点に留意すること。

① 市長より認定を受けた新商品であること、他に類似する新商品がないことを確認すること。

※ 現在、仙北市においてこの号に該当する物品はありません。

② この号に関する契約については、財務規則第115条の2の規定により契約内容等をホームページで公表すると定めているので、契約内容、公正性を十分に勘案すること。また、その理由を別紙様式第1号に定める随意契約理由書に詳細に記載すること。

5. 緊急により随意契約によることができる場合（第5号規定）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(1) 適用にあたっては次の点に留意すること。

① 緊急の定義については、天変地異等の客観的事由により市民の生命に危機が生じている場合や、時間の経過とともに被害の拡大が見込まれ、公告等の期間を短縮してもなお競争入札とすることが適切でない場合とする。

ア 豪雨等により堤防の崩壊、地滑り等が発生した場合の応急工事

イ 感染症等の発生により薬品その他物資を緊急に購入するとき

ウ 災害の発生を未然に防ぐための応急工事

② 担当部局は緊急に該当するか、入札を行う時間的余裕があるか精査すること。また、業者選定事由について別紙様式第1号に定める随意契約理由書に詳細に記載し、恣意的な選定のないように努めること。

③ 事務手続きの遅れにより事態が切迫したものについては緊急とみなさないで留意すること。

④ 各施設での突発的な故障等については、競争入札によりあらかじめ年間保守契約等を締結し、故障時に即座に対応できる体制を整えておくこと。

6. 競争入札に付することが不利となる場合（第6号規定）

競争入札に付することが不利と認められるとき。

(1) 適用にあたっては次の点に留意すること。

① 不利である理由について、別紙様式第1号に定める随意契約理由書に詳細に記載し、担当部局ではその理由について妥当かどうか精査するとともに、特定の職員と事業者による過度の接触がないよう、可能なかぎり配慮すること。

ア 入札に付する時間的余裕がなく、早急に締結しなければ契約する時期を失するか、または著しく価格の上昇が見込まれるとき。

イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の購入等に直接関連する契約であり、履行中の者と契約することにより経費の削減、工期の短縮、安全性が確保できるとき。

例：導入中のコンピュータ・システムに関する保守契約で仮に他業者に委託したとすると、責任区分が不明確となり、故障発生時における原因究明や故障修理などの対応に困難が生じると予測できる場合

ウ 契約時に予期しなかった事情により、追加が必要となった工事又は

業務。

- ② 入札に付することが不利であるとした金額の積算根拠については、詳細に記載すること。
- ③ 現在履行中の契約に関連するものとして、この号の適用により随意契約する場合は、現在履行中の事業者以外から内訳明細の提供を受けるか、公的機関で定められている単価を用いて内訳明細を作成するなどして、金額的根拠を具体的に示し疑義を招かないようにすること。

7. 時価に比して著しく有利に契約できる場合（第7号規定）

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(1) 適用にあたっては次の点に留意すること。

- ① この号については、特定の業者が特殊な機械、機材等を施工箇所となる現場に備える、又は契約にあたり必要とする物品を大量に保有するといった理由により、通常想定される価格より著しく安価に契約できる場合が考えられるが、なお競争により客観性の確保に努めることが望ましい。
- ② 有利である理由について別紙様式第1号に定める随意契約理由書に詳細に記載し、担当部局ではその理由について妥当かどうか精査するとともに、特定の職員と事業者に過度の接触がないよう、可能なかぎり配慮すること。

8. 入札者又は落札者がいないことにより契約できる場合（第8号規定）

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(1) 適用にあたっては次の点に留意すること。

- ① 競争入札に付したが応札者がなかった場合、またはその場で再度入札に付したところ、入札辞退もしくは予定価格を超えた入札のため落札者がいない場合は随意契約できるものとする。ただし、設計の見直しや参加条件の変更により、改めて競争入札に付すことを妨げるものではないことに留意すること。

※ このガイドラインにおいて、予定価格を公表せずに入札したところ、一回目の入札で予定価格の範囲内での入札がなく、その場で二回目の入札を行うことを再度入札とし、指名替え等により改めて別の日時に入札することを再入札とする。

- ② この号により随意契約を締結するときは、契約保証金及び履行期限を

除くほか、最初の入札に付したときに定めた予定価格その他の条件を変更できないので留意すること。

- ③ 入札参加業者やその結果等を別紙様式第1号に定める随意契約理由書に詳細に記載すること。

9. 落札者が契約締結しない場合（第9号規定）

| |
|----------------|
| 落札者が契約を締結しないとき |
|----------------|

(1) 適用にあたっては次の点に留意すること。

- ① 競争入札に付した結果、落札したにもかかわらず契約に応じない者がいた場合、次点の者を随意契約の候補者とすることができる。
- ② 次点の入札者を契約相手とする場合、予定価格ではなく落札金額の範囲内で契約締結しなければならないと定められている点に留意すること。また、履行期間を除くほか、最初の入札に付したときに定めた条件を変更できない点についても留意すること。
- ③ 設計の見直しや参加条件の変更により、改めて競争入札に付すことを妨げるものではないことを念頭に置くこと。

随意契約の審査、公表、契約担当職員等について

【見積書の徴取について】

財務規則第116条に定めるとおり、見積書は二者以上より徴取しなければならない。その選定にあたっては客観性、公平性が求められるため、発注の要件を満たす見積徴取先については、原則として全業者を徴取の対象とすること。

市内事業者への発注については、「仙北市の物品調達、業務委託等の市内優先発注に関する条例」により優先されてきたところであるが、市内で受注可能と思われる事業者が一者しか該当しない場合は、競争の理念に基づき、市外を含めた二者以上の事業者による入札もしくは見積徴取を行うこと。

「業務内容を熟知しており信頼性が高い」「業務に精通している」「納入実績がある」「技術力がある」「建設時の事業者である」という内容だけでは随意契約の理由にならないので法的もしくは金額的な根拠を具体的に記載すること。

予定価格の事前公表は、競争入札（一般・指名）に認められた例外規定であり、随意契約の場合は事前公表できない。

【指名審査会の審査】

これまで指名審査会での審査対象は、仙北市建設工事入札制度実施規程で予定価格が130万円を超える工事と定めていたが、当ガイドライン制定後は予定価格が500万円を超える委託契約についても審査対象とする。

なお、委託契約における入札等の手続きについては従前のおり各課で行うこと。

【随意契約の公表】

- 1 これまで、第3号及び第4号の規定により契約したものについては、財務規則第115条の2の規定により契約内容等をホームページで公表してきたところであるが、このガイドライン制定後は一件の契約金額が500万円以上（長期継続契約は総額、単価契約は支出見込額）となる第2号及び第5号、第6号、第7号、第8号、第9号の契約についても同様に公表するものとする。ただし「仙北市情報公開条例」に定義する非公開情報及び協定等に基づいた契約については非公表とする。
- 2 一件の契約金額が総額500万円以上の長期継続契約については初年度のみ公表とする。
- 3 公表の内容は別紙様式第2号に定めるものとし、月毎にとりまとめた結果

- を翌月15日までに契約検査室へ提出すること。
- 4 契約検査室は、各課より提出をうけた内容をホームページに掲載するとともに、指名審査会へ報告する。

【契約担当職員】

- 1 各部局において、随意契約を担当する職員が集中しないよう、その配置や職務分担に配慮すること。
- 2 一件の契約においても見積徴取伺と締結伺の担当を替えるなど、複数のチェック体制の確保に努めること。
- 3 職員等が知り得た市政運営上の法令違反等に関する通報については、ただちに公益通報委員会委員長（副市長）に通報すること。
- 4 コンプライアンス意識の向上に努め、不祥事案件の再発防止を徹底するための職員研修を実施する。
- 5 利害関係者との癒着を未然に防止する観点から、特定の業者と接触する機会の多い業務に携わる職員については、長期間にわたり同一業務に携わらせないよう定期的な人事異動を実施する。
- 6 業者との接触状況を客観的に点検するため、打合せや現場立会いなどで業者と接触する場合は、複数の職員で対応することとし、その結果を別紙様式第3号に定める業務打合せ記録簿に詳細に記載するとともに、上司へ報告する。